



宿泊事業者持続・活性化給付金

募集期間

2020年5月29日から2021年3月10日まで

目的

新型コロナウイルス感染症の影響により著しく需要が落ち込んだ市内宿泊事業者に対する緊急措置として給付金を給付します。

支援内容

給付額

宿泊施設の定員 / 給付金額

20人以下 200,000円

21人以上200人未満 定員数×10,000円

200人以上 2,000,000円

対象者の詳細

以下の要件をすべて満たす方が対象者となります。

- 1.令和2年5月1日から令和3年2月26日までに国の持続化給付金の交付決定を受けた者。
- 2.市内で旅館業法第3条第1項の許可を受けて同法第2条第2項に規定する旅館業、ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業を営む者。
- 3.反社会的な勢力と関係がない者。

対象地域



お問い合わせ

産業経済部 商工観光課
〒301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地
電話：0297-64-1111
ファクス：0297-60-1584

担当者

会社名：しごとのプロ出版株式会社
担当：受付窓口
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル6F

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質についてはしごとのプロ出版株式会社が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、しごとのプロ出版株式会社は責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金